



広報

おみい友

No.334

2026.4



蜂須賀桜 満開

くらし応援商品券のご案内 4

当初予算の概要 5

補助事業一覧 13～28

町税及び保険料の納付期限について 37

インスタ始めました



KAMITTA_TOWN

お問い合わせフォーム



徳島県 町村議会 議長会 特別表彰



村上 浩一 氏

2月26日、村上浩一氏が上板町議会議員として25年以上の長きにわたり、地方自治の進展に多大な尽力をされた功績により、徳島県町村議会議長会特別表彰を受けられました。

これまでのご功勞に敬意を表しますとともに、今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。



令和8年度 上板町自衛隊入隊激励会

令和8年2月9日、上板町役場において、今春から自衛隊に入隊される方3名（上板町在住の黒田みずきさん、清水姫桜さん、谷口彪雅さん）の入隊激励会を開催しました。激励会では、入隊者紹介後、町長、自衛隊徳島地方協力本部長から入隊者へ激励のことばを述べられた後、上板町自衛隊家族会の西條会長から入隊者へ記念品を贈呈しました。



入隊される清水姫桜さんからは、「皆様の温かい言葉を胸に自衛官として頑張っていきたいと思います。」という謝辞と決意を述べられました。



入隊される皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎088-694-6824

令和7年度 町内卓球大会



令和7年度町内卓球大会が、令和8年3月15日（日）に上板町農村環境改善センター多目的ホールにて開催されました。約30名が参加し、一般の部・団体の部と熱戦を繰り広げました。

大会結果は以下のとおりです。（敬称略）



一般男子の部

優勝：櫻井 琉伽
準優勝：小田 雄大
第3位：小田 桂司



一般女子の部

優勝：齋藤 和恵
準優勝：犬伏 峰子
第3位：松浦 玲杏



団体の部

優勝：上板中学校B
準優勝：上板中学校A
第3位：上板クラブ

●お問い合わせ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814



学校給食人気メニューのレシピをご紹介します!

上板町学校給食センターでは、毎年中学3年生を対象に、「卒業までにもう一度食べたい給食」についてのアンケートを実施し、「リクエスト献立」として1月から3月までの給食に再度登場させています。その中で、常にランクインする人気メニューのレシピをご紹介します。

今回は、ご家庭でも手軽に再現しやすいものを選びました。材料は学校給食の4人分を目安にしています。もともと大量調理用のレシピを家庭向けにアレンジしていますので、分量はお好みで調整し、それぞれの「わが家の味」を見つけてみてください。学校給食の思い出は、大人になってからも共通の話題として親しまれるものです。懐かしの味を、ぜひご家庭でも再現してみてくださいね。



主食部門 第1位

～阿波ギュー混ぜごはん～

・米	216g	(A)	酒	小さじ1
・米粒麦	24g		砂糖	小さじ2
・牛肉	120g		濃口しょうゆ	大さじ1
			しょうが	小さじ2
・にんじん	60g	(B)	酒	小さじ1
・れんこん	40g		砂糖	小さじ2
・しらす干し	小さじ2		濃口しょうゆ	大さじ1
・カットわかめ	3g			
・ごま油	適量			

- ①牛肉に (A) で下味を付ける。
- ②にんじんは3mmの千切り、れんこん(下ゆでしたもの)は3mmの薄切りにして一口大に切る。カットわかめは水で戻し、粗くみじん切りにする。
- ③フライパンにごま油をひき、①を炒め、肉に火が通ったら、にんじんとれんこんを炒める。
- ④しらす干しと (B) を入れて、少し煮詰まったらわかめを加える。
- ⑤炊きたてのご飯(2合弱)に④具材を混ぜたら出来上がり。

副菜部門 第2位

～きゅうりのかおりづけ～

・きゅうり	2本			
(A)		砂糖	大さじ1	
		薄口しょうゆ	大さじ2	
		米酢	大さじ1	
		ごま油	小さじ1	

- ①きゅうりを5mmの輪切りにし、沸騰したお湯で30秒～1分ほどサッと茹で、ザルにあげて水気を切る。
 - ② (A) を耐熱容器で混ぜ合わせ、レンジ600Wで1分ほど加熱してタレを作る。
 - ③熱いうちにきゅうりを漬け込み、冷蔵庫で20分ほど馴染ませる。たまに混ぜながら、味が馴染んだらできあがり。
- ☆給食では、すべての野菜を加熱して使っています。
きゅうりも茹でるのがポイントです!

主食部門 第3位

～和三盆揚げパン～

・コッペパン	4本			
・サラダ油	適量			
(A)		和三盆糖	お好みで	
		グラニュー糖	同量混ぜる	

- ①コッペパンを160℃の油で、表面がキツネ色になるまで1～2分揚げろ。
 - ②油をしっかりと切り、熱いうちに (A) をまんべんなくまがしてできあがり。
- ☆しっかりと油を切って(軽くペーパーで押さえると◎)、熱々の内にまがすのがポイントです!



給食センターでは、地産地消を積極的に推進しています。特に、阿波ギュー混ぜごはんは、徳島の特産物をギューッと詰め込んだメニューです!



●お問い合わせ●
上板町学校給食センター ☎088-694-2279

4月のこども食堂開催のお知らせ

4月12日(日)10時～14時に上板なかよしこども食堂を開催します。
今回の開催場所は、技の館です。
(住所:板野郡上板町泉谷字原東32-4)
こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれもが仲良く楽しく集い、安心して暮らせる町づくりを目的として活動しています。



食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。
こどもから大人までどなたでも参加できます。どうぞお越しください。

こども:無料
大人:300円

参加をご希望の方は、下記の技の館まで電話で事前申込をお願い致します。

子ども食堂申込電話 ☎088-637-6555

100歳おめでとうございます!

月岡 美子 さん
大正15年3月10日生 [馬道]



●お問い合わせ●
福祉介護課 ☎088-694-6810

令和8年上板くらし応援商品券 配付事業のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている上板町民の皆様の生活を応援するため、上板町内事業所で使用可能な商品券「令和8年上板くらし応援商品券」（1人当たり15,000円）を下記の対象者に配付しています。

お受取りになった令和8年上板くらし応援商品券は、取扱店舗等として事前登録された上板町内の店舗・事業所でご使用いただけます。



配付対象者

令和8年2月1日において、町の住民基本台帳に登録されている人

※登録された住所が生活の本拠でないときは、配付対象者に含まれない場合があります。

※居住の状況により、申し出等が必要になる場合があります。

上記の配付対象者に該当する方で、まだお手元に商品券が届いていない場合は、上板町役場総務課までお問い合わせください。(世帯主宛にゆうパックで送付しています)

使用有効期限は、**令和8年8月31日(月)**までとなっています。

期限を過ぎた場合は使用できませんのでご注意ください。

使用可能店舗・事業所

下記の使用可能店舗一覧は令和8年3月17日現在のものです、新たに追加された店舗は上板町ホームページで随時更新しておりますのでご確認ください。

- 愛犬美容室ドックノーズ
- 有限会社麻名自動車
- 浅野自動車
- ア・センブル美容室
- いざかや Za-Classic
- ICHIGO LAB hanahana
- 植田豊店
- エステティックサロン ちあふる。
- 岡萬本舗 北本店
- 尾澤石油
- 有限会社加島でんき
- 上板農産市 春夏秋冬
- 亀井製麺所
- カラオケ喫茶 さち
- 河野ストア
- 有限会社木内金物店
- キリン堂上板店
- KUMON 上板教室
- 桑原金物株式会社
- 御所カントリークラブ
- コメリ ハードアンドグリーン 上板店
- 齊藤食堂
- ザ・ビッグ上板店
- 新洗蔵ザ・ビッグ上板店
- セブン-イレブン上板町神宅店
- セルフうどん だいせん食堂
- セルフドライママ上板営業所(竹内商店)
- 総合衣料まえさか
- 有限会社高志硝子建材
- 中華そば和楽や
- 手作り弁当 COCO
- 手羽先からあげもん助
- 東條自動車整備工場
- 有限会社富永石油
- ドラッグストア コスモス上板店
- 日新酒類株式会社 上板本社 エントランス
- 野口商店
- ファッションライフまつたに
- ファミリーショップなとう上板店
- ふくおか理容所
- HAIR SPACE TOP
- ヘアーワーク・サトウ
- ヘアメイク Posh.
- 本那米穀店
- 株式会社マスタ
- 有限会社松島タクシー
- 松村商店
- 丸金
- ミネ美容室
- 民宿寿食堂
- 有限会社村上守男結納店
- MelieT
- 森電器商会
- 有限会社大和商店
- ライフショップこんどう
- リカオー上板店
- 有限会社レストラン際
- ローソン上板町瀬部店
- WAZA CAFE
- 株式会社Watanabe's
- 渡部印刷所

※取扱店舗等随時募集しています。(詳しくは、ホームページをご覧ください。) ※店舗名は50音順で並んでおります。

ご不明な点は、総務課 (☎088-694-6801) までお問い合わせください。

令和8年度 当初予算の概要

上板町議会3月定例会において令和8年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

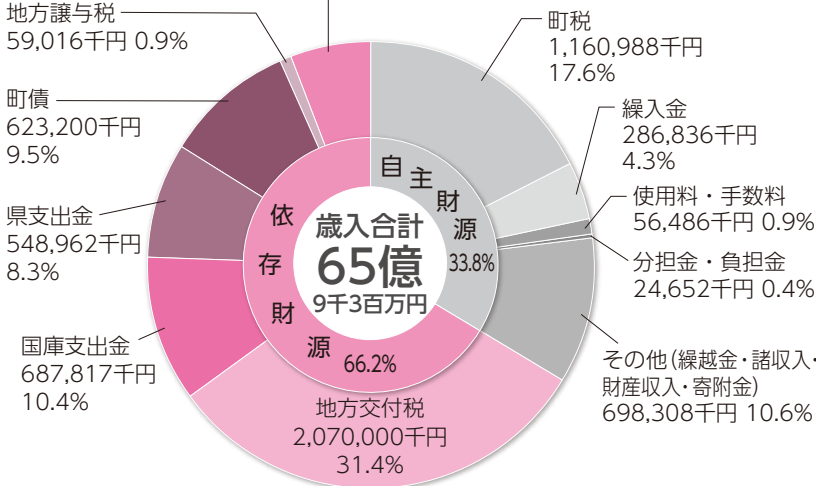
一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ10.6%（631,000千円）増の65億9千3百万円となっております。

歳入面では、町税、地方交付税等の「一般財源総額」は0.5%の増であります。町債は、吉野川下流域地区負担金に伴うかんまん災害対策事業債の増などにより、6億2千3百20万円（前年度比114.2%増）を計上しています。

主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、これまで取り組んでまいりました、高等学校卒業までの医療費の助成や、出生児におむつ等育児用品や木製お食い初めセット等を贈り、さらに、将来を見据え幼稚園統廃合に伴う環境整備を行い、少子化対策の強化に取り組めます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、带状疱疹予防接種の費用助成を引き続き行い発症を抑制し、重症化や後遺症の予防につなげ、さらに、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業の増額を行います。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、引き続き伝統産業である藍や和三盆糖を支援するため藍生産力向上事業補助金やサトウキビ生産力向上事業補助金を実施し、さらに、先進的生産技術導入事業補助金の増額を行います。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、防災上必要な農業用ため池の廃止工事を実施します。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行います。また、ふるさと納税が、新たな財源となるよう魅力向上を図り、自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組めます。

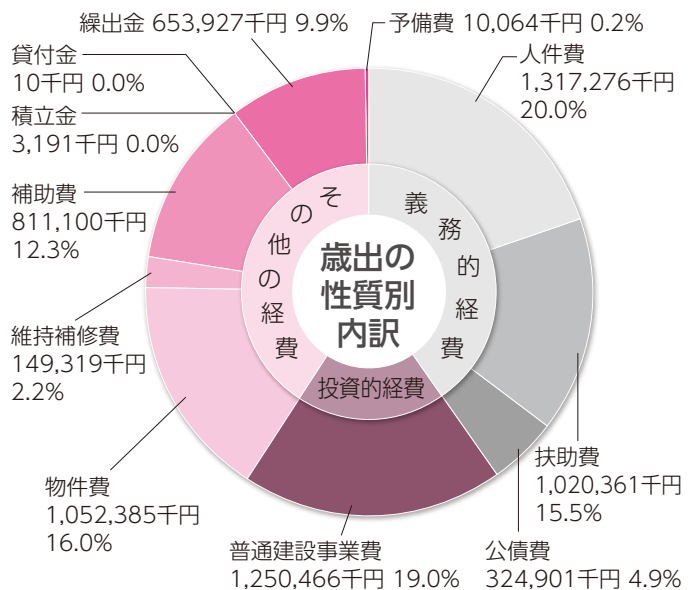
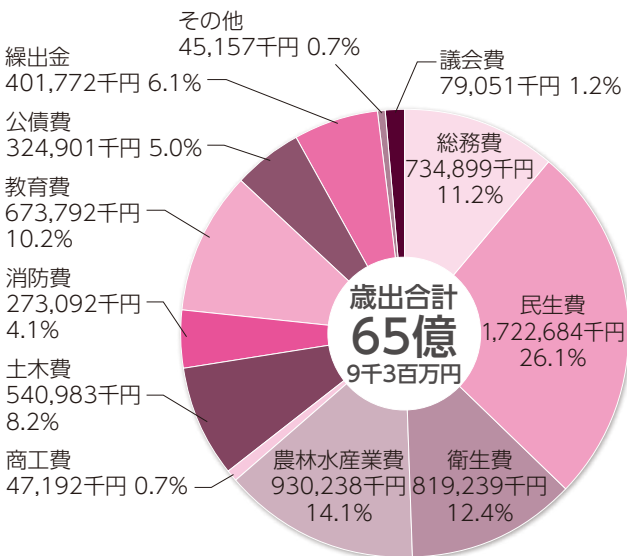
厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

地方消費税交付金等の交付金 376,735千円 5.7%



一般会計予算	65億9,300万円
特別会計予算	47億3,865万円
計	113億3,165万円

特別会計	金額 (万円)
国民健康保険事業	15億3,000
後期高齢者医療事業	2億3,875
介護保険事業	14億2,400
住宅新築資金等貸付事業	2,954
農業集落排水事業	1億730
水道事業	14億906



●お問い合わせ● 総務課 ☎ 088-694-6801

思いやり収集



高齢者の方や障がいをお持ちの方でごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

1. ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である方。

担当者が聞き取りをさせていただきます。

注：対象要件を満たしていても、自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破砕ごみ、④資源ごみ になります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。
- (3) ごみ収集日時は、後日連絡致します。

3. お申込み等

- (1) 申請書（環境保全課 窓口にあります。）に必要な事項を記載し、環境保全課へ提出して下さい。
※申請書の提出は、代理申請でも受付します。

● お問い合わせ ● 環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの「ふれあい回収」

上板町では、環境保全・地域福祉施策として大型ごみの「ふれあい回収」を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ
テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

- ①70歳以上のみの世帯
- ②心身に障害のある方が同居している世帯
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。)

■申し込み方法

- ①申込書に必要な事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
- ②役場環境保全課窓口で直接申し込む。
- ③役場環境保全課に電話で申し込む。
※申込書は、役場環境保全課窓口へ備え付けてあります。



■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

- ①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。販売店で事前にお買い求めください。
- ②引き取り時は、必ず在宅してしてください。留守の場合は引き取りできません。
- ③その他の詳細は役場環境保全課にお問い合わせください。



● お問い合わせ ● 環境保全課 ☎088-694-6813

お知らせ

狂犬病予防注射の実施について

飼い犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。
下記のとおり実施いたしますので、まだ注射を済ませてない犬は受けさせてください。
また、新しく犬を飼い始めた方は、前もって登録していただき円滑に注射ができますよう
ご協力ください。



- 登録は、獣医師会に加入している動物病院でも受けられます。
- 登録犬の死亡、又は登録事項に変更があった場合は、役場環境保全課でお手続きください。

狂犬病予防注射料金 3,300円

犬の登録ができていない場合は、新規登録料金として

3,000円が別途必要になります。

- 時間・場所を確認のうえ、犬をお連れください。
- 当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。
- 飼い犬の制御ができない場合は、接種不可となりますのでご注意ください。



月日	時間	場所	月日	時間	場所
5月11日 (月曜日)	10:00 ~ 10:15	古町水土里ゾーン前	5月12日 (火曜日)	10:00 ~ 10:15	十二神社前
	10:25 ~ 10:45	鳥羽神社		10:25 ~ 10:40	佐藤塚集会所前
	10:55 ~ 11:15	高志地区消防 コミュニティーセンター		10:50 ~ 11:10	旧JA高志支所 東部集荷場
	11:25 ~ 11:50	天目一神社前		11:20 ~ 11:40	椎本多目的集会所
	13:10 ~ 13:35	乳保神社		13:10 ~ 13:25	西分老人集会所
	13:45 ~ 14:00	鳥屋会堂		13:35 ~ 13:50	高磯集会所
	14:10 ~ 14:25	瀬部元原公会堂		14:00 ~ 14:25	大聖寺前
	14:35 ~ 15:00	役場駐車場		14:35 ~ 14:50	小路ごみステーション前
5月13日 (水曜日)	10:00 ~ 10:25	旧JA 大山支所農業倉庫	5月14日 (木曜日)	10:00 ~ 10:20	泉谷高速高架下
	10:30 ~ 10:50	馬道会館		10:30 ~ 10:45	泉谷多目的集会所
	11:00 ~ 11:15	文化センター		10:55 ~ 11:20	天神前公会堂
	11:25 ~ 11:45	原東多目的集会所		11:30 ~ 11:50	熊ノ庄集会所
	13:10 ~ 13:25	大山町集会所		13:10 ~ 13:30	門田集会所
	13:35 ~ 13:55	大己貴神社前		13:40 ~ 13:55	西老人集会所
	14:05 ~ 14:25	殿宮神社前		14:05 ~ 14:25	松島神社前
	14:35 ~ 14:55	小柿ごみステーション前		14:35 ~ 15:00	役場駐車場

※ 飼い犬の放し飼いについては原則禁止となっております。
放し飼いや野良犬を発見した場合は、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

神山町阿野字長谷333 徳島県動物愛護管理センター ☎088-636-6122



令和8年度 中央公民館各種講座案内



上板町中央公民館では、次の講座を開講します。
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？

No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話（初心者対象）	15	毎週月曜：月4回 19：00～第2会議室	中学校英語指導助手 フロスト ダニエル	成人
2	英会話（中級程度）	15	毎週月曜：月4回 20：10～第2会議室		
3	中国語	20	毎週火曜：月4回 19：30～第2会議室	近藤 珠梨	成人
4	日本舞踊	20	第2・4水曜：月2回 19：30～第3会議室	西條 澄子	成人
5	書道	15	第1・3水曜：月2回 19：30～第1会議室	永井 厚子	高校生以上
6	詩吟	15	第2・4金曜：月2回 19：30～第1会議室	原田 重利	成人
7	詩吟	15	第1・3木曜：月2回 19：30～第1会議室	西條 陽一	成人
8	三味線	15	第1・3木曜：月2回 10：00～ 試食室	杵家 弥津穂	成人
9	日本舞踊・阿波踊り	20	第1・3土曜：月2回 13：30～第3会議室	平野 シマコ	3歳～成人
10	ペン字	15	第1・3水曜：月2回 14：00～第1会議室	長井 あゆみ	成人

○初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。

申込方法

上板町中央公民館事務局（教育委員会内）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください（郵送可）。

申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。

電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

窓口受付時間

平日の午前8時30分～午後5時

受講料

無料です。ただし、実習材料費等は個人負担（実費）でお願いします。

受講資格

上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が5名以下の場合、開講できない場合がございます。予めご了承ください。

●お問い合わせ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

令和8年度 老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

《上板町老人福祉センター講座》

福祉センター講座	定員	受講日	時間	場所	開講日
短歌講座	20名	月1回 第3火曜日	10:00～11:30	老人福祉センター	5月19日(火)
俳句講座	20名	月2回 第2・4火曜日	13:30～15:30	老人福祉センター	5月12日(火)
書道講座	15名	月2回 第1・3火曜日	13:30～15:00	老人福祉センター	5月12日(第2火)
陶芸教室	20名	月2回 第1・3金曜日	9:30～12:00	老人福祉センター	5月1日(金)
健康運動	30名	月2回 第1・3木曜日	13:30～14:30	老人福祉センター	5月7日(木)
健康けん玉教室	15名	月1回 第1木曜日	10:00～11:30	老人福祉センター	5月7日(木)



受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担(実費)となります。

《介護予防事業》

受講対象者…65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。(申込締切：4月末)

	定員	受講日	時間	場所	開講日
介護予防教室	15名	7月～9月 (3か月間) 毎週火曜日	栄養教室 9:30～10:10 歯科教室 10:20～11:00 運動教室 11:10～11:50	老人福祉センター	7月7日(火) ※予定



《健康づくり事業》

講座名	定員	受講日	時間	場所	開講日
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第1月曜日	10:00～11:00	東老人集会所	5月11日(第2月)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第2金曜日	10:00～11:00	西老人集会所	5月8日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第3金曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	5月15日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第4金曜日	10:00～11:00	南老人集会所	5月22日(金)
太極拳	20名	月1回 第2木曜日	10:00～11:30	西分老人集会所	5月14日(木)
太極拳	20名	月1回 第4木曜日	10:00～11:30	南老人集会所	5月28日(木)
いきいき百歳体操	20名	月1回 第2月曜日	10:00～11:00	西分老人集会所	4月13日(月)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

●お申し込み・お問い合わせ● 上板町社会福祉協議会事務局 ☎ 088-694-6155

上板ふれあいクラブ

みんな楽しく、いい汗かいて 健康な体づくり

令和8年度
会員募集中!

日曜・祝日休み

教室名	開設日時	会場	指導者等	備考
①キッズサッカー	第2・4月曜日 19:00~20:00	東光小学校体育館	多富義和 スポーツ推進委員	4歳~ 小学3年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30~20:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
⑤健康吹き矢&ポッチャ	第2・4木曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	岡本佐和子・樋口景子 運営委員	
⑥健康ストレッチ	第2・4木曜日 15:00~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第2・4土曜日 14:00~15:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園~ 小学2年
⑧ニュースポーツ (カローリング)	第1・3土曜日 13:30~15:00	農村環境改善センター 多目的ホール	スポーツ推進委員 運営委員	
⑨ピッフルボール	第1・3土曜日 15:00~17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	笹本将己 スポーツ推進委員・運営委員	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00~17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱 清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認 指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月~金13:00~20:00 土 13:00~18:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみませ んか。初心者の方歓迎 (貸ラケット有)	筋トレ 高校生以上使用可

【会費・スポーツ安全保険料】 ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区分	年会費	家族2人目から	団体(10人以上)	団体(20人以上)	スポーツ安全保険
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

※ 会費・スポーツ安全保険は令和9年3月31日まで有効(年齢は令和8年4月1日現在)

※ 筋トレ・卓球 使用料(会員1ヶ月500円、会員外1回町内300円、町外500円)

※ 上板町外の方は、年会費+500円

※ ⑤、⑧、⑨の教室は維持費として(年間500円)

● 入会申込書は、上板町ふれあいセンターにあります。

● お申し込み・お問い合わせ ●

上板ふれあいクラブ事務局 TEL 088-679-7788
開設時間 月~金 13:00~20:00 土 13:00~18:00



令和8年度 上板町文化センター 講座受講生募集

講座名	受講日	時間	受講料	準備物	講師名	会場
カラダ年齢若返り 体操教室	毎月第3火曜日	午前10時00分	無料	ヨガマット 飲料水	関本 真美	文化センター
カラダ年齢若返り ヨガ教室		午前11時00分				
フラダンス教室	毎月第2・4金曜日	午後2時00分	無料		松本 美穂	文化センター
生け花教室 (桑原専慶流)	毎月第2・4木曜日	午後1時30分	花代 1回 800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎 富枝	文化センター
書道教室 (小・中学生対象)	毎週火曜日	午後5時00分	無料	書道道具	永井 厚子	第1分館
パッチワーク教室	毎月第2火曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋 美喜	文化センター
椅子で整える らくらく体ケア	毎月第1木曜日	午後13時30分	無料	飲料水 ヨガマット	関本 真美	第1分館
無理なく続ける やさしい健康ヨガ		午後14時30分				文化センター
日本舞踊教室	毎週火曜日	午後1時30分	無料		平野シマコ	文化センター
スポーツ吹矢教室	毎月第1・3水曜日	午前9時00分	無料	吹矢道具	日野 繁子	文化センター
吊し飾り教室	毎月第1・3水曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古典講座	毎月第2火曜日	午後1時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室	毎月第2・4水曜日	午前10時00分	月 2,500円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
大正琴教室	毎月第2・4水曜日	午後1時00分 午後3時30分	月 3,850円 入会金 1,650円 年会費 2,750円	大正琴	金井 宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室	毎週木曜日	午後1時30分	無料	タオル 飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室	毎月第1・3金曜日	午後1時30分	無料	オカリナ	松尾 義和	文化センター
生活習慣病予防 体操教室	毎月第1・3月曜日	午前10時00分	無料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折り紙教室	毎月第1・3水曜日	午後1時00分	無料	折り紙	吉田 弘	文化センター
フラワーアレンジメント	毎週金曜日	午前10時30分 午後7時00分	フラワーアレンジメント 3,500円 プリザーブドフラワー 4,200円 お子様用 3,400円	新聞紙 ゴミ袋 ハサミ	石部まゆみ 090-1327-8715 (直接お申し込み下さい)	文化センター

●お申し込み・お問い合わせ● 上板町文化センター ☎ 088-694-3020

令和8年度 馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材料費	締め切り日	
自力整体教室	毎週金曜日	午前10時00分	森口登志子	ヨガマット、タオル、飲料水	定員になり 次第締切	
健幸氣功教室	毎週火曜日	午前10時00分	里見和代	タオル、飲料水		
健康麻雀教室	毎週月曜日	午後1時30分	寺内啓治	かけない、すわない、のまないマージャン	随時	
フラワー デザイン教室	毎月第3木曜日 初回4月16日(木)	午後1時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月~9月 6回で 12,000円	4月10日(金)
寄せ植え教室	4月22日(水)	午後1時30分	花由	春のガーデニング	2,500円	4月20日(月)
押し花教室	毎月第1火曜日	午後1時30分	近藤佐起江	季節の花を押ししてみよう	額代	随時

■その他相談事業

くらしの保険相談	5月26日(火) 奇数月 第4火曜日	午後1時30分	吉岡運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料	
----------	--------------------------	---------	------	--	----	--

●お申し込み・お問い合わせ● 上板町馬道会館 ☎ 088-694-4868

上板町民生委員・児童委員を紹介します

民生委員・児童委員は、児童福祉法に基づき厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域の中で福祉全般にわたる相談や支援を行っているボランティアです。日常生活の中で困ったことや心配ごと、相談したいことがある時に、お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談すると、助言や、関係する行政機関等へ繋がります。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

氏名	電話番号	担当地区
平山 晶博	090-1174-7933	大東、原東、滝ノ宮、西分団地
森山 仁士	090-1572-8121	原西(1)、原西(2)、原西(3)、フルーツタウン神宅、殿宮
坂田 保子	694-2998	大山町、大山畑、神宮寺(1)、神宮寺(2)、川原田団地
別所 哲彦	090-4508-0642	小柿、小柿北、西金屋、西原団地
大木 幸子	090-2782-9510	中北、大南(1)、大南(2)、大南(3)、学園橋
吉岡 多恵子	090-7784-8376	神宅団地
多富 節子	694-3098	小路、西高原、中筋、中筋第2、日吉、地家、君ノ木、古北村
矢武 幸一	694-6906	神明、藍生、東光、馬道南、馬道南2、馬道、辻、大北村、東光団地、原淵
岩瀬 達夫	090-8694-4425	川西(1)、川西(2)、横関団地、青木団地
切原 優美	694-5248	川東(1)、川東(2)、八坂団地
樋口 俊博	694-3385	椎本西、椎本中、椎本東、椎本南、椎本北、椎本野神、椎本野神南、椎本団地、椎本坂東、椎本庚申塚、椎本501、サンパーク、椎本中ノ内
市川 富美子	694-2569	北高瀬、古町、瀬部、元原、元原2
豊川 賢	090-1577-3528	仁界、中須賀、鍛冶屋原南団地、柚木南東、柚木南西、柚木団地、柚木石橋、柚木東団地、天王、石橋ノ上、泓ノ上、神宅、ファミリースポーツ
佐野 茂文	694-5207	柚木北東、柚木北西
廣瀬 壽美恵	694-2367	栗ノ木南、栗ノ木北東、栗ノ木北西
鳥羽 秀明	090-8696-6567	中東(1)、中東(2)、セリエタウン
安藝 和子	694-5545	中西東、中西西、桃の里、居屋敷東
佐々木 充昭	090-1575-6173	東原西、天神前、青谷、引野前坂口
影山 充央	090-4501-3481	東原東、東原東2、桜ヶ丘、引野サントウン、出口、東原3
三宅 素子	694-2586	門田、三条、熊ノ庄
坂本 明召	090-2782-6344	山田、山田南、原、北
富岡 修	090-1576-3529	南瀬部、北瀬部、鳥屋、瀬部サントウン、檜山
稲井 正巳	694-3076	西井内北、西井内南、中井内、東井内、東井内2
野田 祐美	694-2786	古田南、古田北、新田北、新東、新田中、新田中第2、新田西、新田東、新田東2
武市 喜仁	694-4056	高磯、高磯東、高磯南西、上六條
多田 直美	694-4162	下六條西、下六條中、下六條東
佐藤 和弘	694-3205	佐藤塚西、佐藤塚西(2)、佐藤塚南、佐藤塚東中、佐藤塚東中新、第十新田、第十団地

氏名	電話番号	担当地区
板東 孝子	090-1004-9168	民生委員・児童委員のうち、つぎの2名が主任児童委員として活動しています。主任児童委員は、担当地区をもたず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。
上原 明子	090-1329-3918	

●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

上板町の補助事業・制度を ご紹介します！

上板町では、様々な補助事業・制度等により、上板町民皆様の暮らし・生活をサポートしています。
令和8年度に実施する補助事業・制度の内容をご紹介します。



※上板町で行っている全ての補助事業・制度等ではありません。

交付する補助金は所得として**課税の対象**となる場合があります。

詳しくは各ページをご覧ください。

事業者支援

- ・スマート農業推進事業……………P14
- ・有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金…P14
- ・果樹害虫防除対策事業……………P14
- ・藍生産力向上事業……………P15
- ・サトウキビ生産力向上事業……………P15
- ・農業経営収入保険加入推進事業…P15

くらし応援

- ・徳島バス定期券購入費補助制度……………P16
- ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業…P16
- ・高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業…P17
- ・敬老祝金支給事業……………P17
- ・高齢者補聴器購入費助成事業……………P17

福祉支援

- ・带状疱疹予防接種費用助成事業……………P18
- ・風しん予防接種費用助成事業……………P18
- ・出産祝い育児用品等支援事業……………P19
- ・妊婦のための支援給付金事業……………P19
- ・こうのとりに応援事業……………P20
- ・不育症治療費等助成事業……………P20

環境への備え

- ・家庭用生ごみ処理容器等購入費補助事業…P21
- ・浄化槽設置整備事業……………P21

くらし・住宅・移住支援

- ・結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム事業……………P22
- ・結婚支援事業……………P22
- ・住宅リフォーム補助事業……………P23
- ・住宅取得応援助成事業……………P23
- ・移住就業等支援事業……………P23
- ・わくわく移住支援事業……………P24

地域防災への支援

- ・自主防災組織活動助成事業……………P25
- ・防災士資格取得補助事業……………P25

災害への備え

- ・危険ブロック塀等安全対策支援事業…P26
- ・感震ブレーカー設置事業……………P26
- ・災害時協力井戸登録及び水質検査費補助事業……………P26
- ・木造住宅耐震化促進事業……………P27

空き家対策支援

- ・老朽危険空き家除却支援事業……………P28
- ・空き家活用改修支援事業……………P28

13ページから28ページまでは抜き取って保存ができます。



上板町スマート農業推進事業のご案内

上板町の認定農業者等を対象に、スマート農業機械等の購入を補助します。(審査あり)

補助率 1経営体当たり 購入額の10分の3以内、上限200万円
※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

1. 事業の内容

対象となる設備の例	内容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に関係する設備等も含む
ガイダンス・自動操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム(営農・生産管理)	ICTを活用した営農アシストシステム ・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。

※リース料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象外となります。

2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する認定農業者(個人・法人)、認定新規就農者(個人・法人)、農業経営基盤の強化に関する基本構想の水準に経営規模が到達していると認められた者

3. 募集・申請期間

令和8年4月1日～令和8年10月23日

補助金は予算の範囲内となりますので、事前にお問い合わせください。

申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。

●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入者に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

上板町在住者で、有害鳥獣被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。(町税等の滞納がない方)

【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。

※附属品のみは、補助対象外です。

補助金額：資材購入費用の2分の1

(個人限度額200,000円・団体限度額500,000円)

※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

【補助金申請】

○有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書兼請求書

○資材購入費用の領収書(写し)

○位置図及び完成写真 など

※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けています。

●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

果樹害虫防除対策事業について

病害虫による重大な果樹被害の未然防止及び被害拡大を防ぐため、主に、桃に対するクビアカツヤカミキリの防除や、柿に対するカメムシの防除に取り組む果樹生産者に対してその経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助対象者】

①町内に住所をおく被害樹木の所有者及び町長が申請を認める方

②被害樹木の伐採や抜根後の処置、運搬を適切に行う方

③農薬取締法を遵守し、薬剤を適切に管理、使用できる方。

【補助金の種類】

補助率 生産者1戸当たり
購入額及び経費の2分の1、上限5万円

※同一年度5万円に達するまで複数回申請が可能です。

【補助金交付申請】

当該年度補助金交付申請書兼請求書(様式1)防除対策に要する品目を購入した際の領収書を添付してください。

※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けています。



●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

上板町藍生産力向上事業について

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

2. 補助金の種類

令和8年産の藍の作付けに対して
15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、すくも栽培農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

上板町サトウキビ生産力向上事業について

上板町の特産物であるサトウキビを栽培する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、上板町のほ場でサトウキビを栽培し出荷、又は自家利用している者。

2. 補助金の種類

令和8年産の
サトウキビの作付けに対して
15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、サトウキビ栽培農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

農業経営収入保険加入推進事業補助金

農業経営収入保険への加入者に対し、保険料の一部を補助

農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少リスクに備えるため、農業共済組合が行う農業経営収入保険への加入を促進することを目的とし、加入者に対して保険料の一部を補助します。

■補助事業の内容

収入保険に新規に加入もしくは継続加入し、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を納付した農業者を対象に、払い込んだ保険料(掛け捨て分)の一部を補助する。

■補助対象者

上板町に住所を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している個人
上板町に本社を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している法人

■補助金額

保険料(掛け捨て分)の10分の4以内
ただし、1加入者に対し20万円を上限とする。

※付加保険料は対象外

※営農計画に変更が生じるなど、保険料に不確定要素がある場合は、保険期間が終了後での補助金交付申請をお願いします。



●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

徳島バス定期券購入費補助制度

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

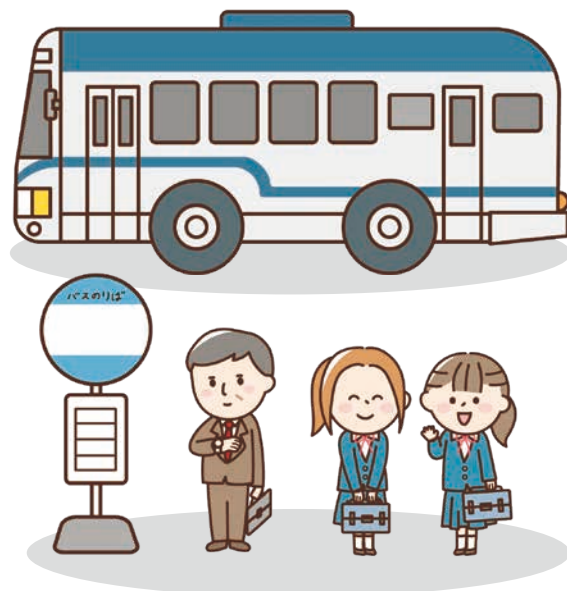
2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額(100円未満の端数は切り捨て)。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

自転車乗車用ヘルメット購入費補助

上板町民の皆様の経済的負担及び交通事故による被害の軽減のため、自転車乗車用ヘルメット購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、また、同一の補助金を受けてない方で、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した方。

2 補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費の1/2の金額(100円未満の端数は切り捨て)。

※1人1個あたり上限3,000円

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

【対象者】

- ①75歳以上の方
- ②65歳～74歳の方
(運転免許証を返納された方、取得していない方)

●年額12,000円分の助成券を以下から選択できます。

- ①バス料金助成券のみ 12,000円分
- ②タクシー料金助成券のみ 12,000円分
- ③バスとタクシー料金助成券 各6,000円分



【利用できる事業所】

- ・バス 徳島バス（路線バスに限る）
- ・タクシー ①松島タクシー
②あおばの郷 福祉タクシー『さぽーとあおば』
※利用条件があるため、事前にあおばの郷（☎088-694-5777）までお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

- 本人確認書類
- ※代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類
- 助成券の交付は1年(4月1日から翌年3月31日)に1回のみです。
- 交付後の交換・再交付はできませんのでご注意ください。
- 助成券を受け取ったことに伴い、所得申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎088-694-6810

敬老祝金支給事業

●支給対象者

- 上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。
- 1 基準日(当該年9月1日)時点で満88歳の方
 - 2 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳または満100歳となる方
 - 3 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満101歳以上となる方

●支給金額

満 88歳の方	10,000円
満 99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円

●申請手続き

- ・99歳、100歳 申請不要(お誕生日以降に訪問します。)
- ・88歳、101歳以上 要申請(対象の方に9月下旬に案内通知と申請書を送付します。)
- ※申請の際は、本人確認書類・振込先の通帳写し(本人名義のもの)を持参してください。代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。
- ※当該年度を超えての申請はできません。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎088-694-6810

高齢者補聴器購入費助成事業

高齢者の積極的な交流を支援するため補聴器本体の購入費用の一部を助成します！

助成金額上限3万円

※片耳・両耳を問わず上限は3万円です

【対象者】

- ①上板町に住所を有し、現に居住する満65歳以上の方
 - ②町税等の滞納が無い方
 - ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
 - ④医師により補聴器の必要性を認める照明を受けることができる方
 - ⑤過去日本事業を利用したことが無い方
- 本事業の詳細につきましては福祉介護課へお問い合わせください。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎088-694-6810

带状疱疹予防接種(任意接種)費用助成について

*任意予防接種：医師と相談のうえ、個人的意思により接種を受けます。

接種日において上板町内に住所がある**50歳以上65歳未満の方**で、带状疱疹予防接種について任意接種を希望する方に接種費用の一部を助成します。但し、定期接種対象者を除きます。

1. 助成額 生ワクチン4,000円

不活化ワクチン10,000円×2回

*2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数異なります。必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。

2. 接種医療機関 *町内下記医療機関の接種のみ。

医 院 名	住 所	電 話 番 号
井関クリニック	上板町椎本字椎ノ宮314番地1	088-637-6066
ともなり消化器・ 肝臓内科クリニック	上板町七條字山ノ神22番地1	088-694-5515
野田医院	上板町鍛冶屋原字西北原18番地	088-694-2009

3. 申請先 上板町保健相談センター

風しん予防接種費用助成について

妊婦さんへの風しんの感染を防ぐことで、生まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するための対策として、風しん予防接種費用の一部を助成します。

- ## 1. 対象者
- (1) 予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
ア 妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性
イ 昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性かつ、アの配偶者等の同居者
- (2) 予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。

2. 助成回数 1回

3. 助成金額 ア 風しん単抗原ワクチン 3,500円

イ 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円

ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。

4. 申請時に必要な物 次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。

- ① 風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料
- ② 当該予防接種に要した費用に係る領収書
- ③ 予防接種を受けたことがわかる書類(接種済証等)
- ④ 費用を振り込む通帳(本人名義のものに限る)
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

5. 申請先 上板町保健相談センター



上板町出産祝い育児用品等支援事業

上板町民の出産を祝福し、次世代を担う子ども達のために育児用品の配布事業を行っています。

内容といたしましては、紙おむつ、おしりふき等の育児用品の消耗品を主にセットして配布しています。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

妊婦のための支援給付金事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うことを目的として、令和7年4月1日より子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と、児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施しています。

対象者

申請時点で上板町に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方

※妊婦給付認定を受けるには、医師による胎児心拍の確認が必要です。

※流産・死産・人工妊娠中絶、お子さまを亡くされた方も給付の対象となります。

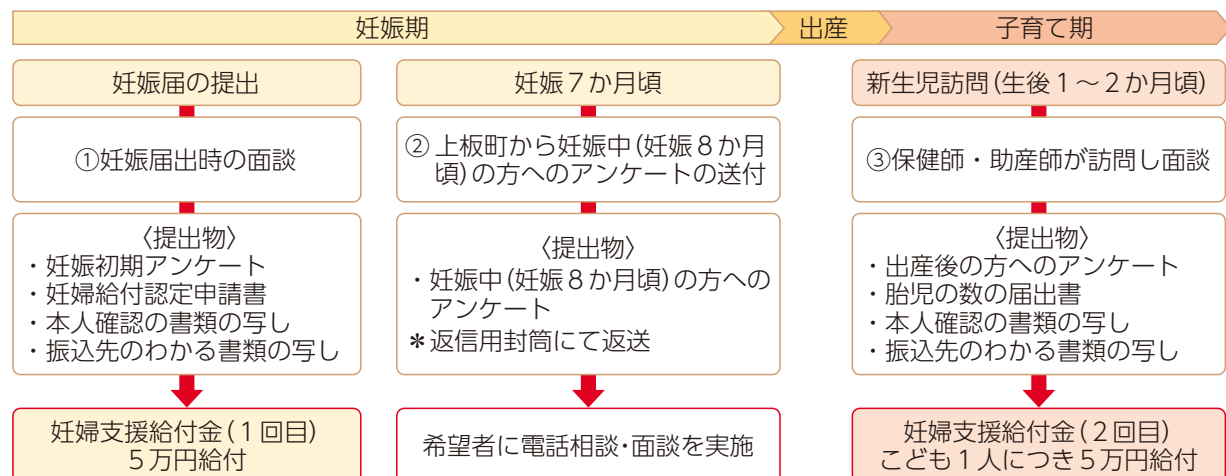
給付内容

	1回目（妊婦給付認定後）	2回目（胎児の数の届出後）
支給金額	妊婦1人につき5万円	妊娠しているこども（胎児）の数×5万円
申請時期	妊娠届出時	出産後
申請期限	胎児の心拍が医療機関等で確認された日から、2年を経過する日まで	出産予定日の8週間前から、2年を経過する日まで

必要書類

- ・妊婦本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・妊婦名義の振込先口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の流れ



●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎ 088-694-3344

上板町こうのとりの応援事業

(生殖補助医療(保険適用後)の自己負担分の助成事業)

子どもを望むご夫婦(事実婚を含む。)が不妊治療を受けた際の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より治療を開始した医療保険適用分の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)にかかった治療費の自己負担の一部を助成します。



<対象者> 次の①から⑤の全てに該当する方が対象です。

- ①法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦であること
- ②申請日に夫妻のどちらかが1年以上継続して上板町の住民基本台帳に記録されていること
- ③助成申請に係る治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④助成申請に係る治療について、他の自治体等が実施する治療の助成を受けていないこと
- ⑤本事業の助成の申請日において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと

<助成内容>

1. 助成の対象となる治療

令和7年4月1日以降に保険診療で行われた生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療

2. 対象費用: 不妊治療に要した自己負担額の合計金額に相当する額

※助成が高額となる場合、助成制度として「高額療養費制度」があります。

※高額療養費制度および保険者からの付加給付等がある場合は、これを控除した金額が助成の対象となります。

3. 助成上限額: 1回の治療につき上限10万円

4. 助成回数

治療期間の初日における妻の年齢	回数の上限
40歳未満	通算6回まで
40歳以上43歳未満	通算3回まで

★詳しくは下記までお問い合わせ
いただくか、QRコードより町HP
をご覧ください。



上板町不育症治療費等助成事業

子どもを望むご夫婦(事実婚を含む。)が不育症の検査及び治療を受けた際の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より治療を開始した医療保険適用分の不育症の検査及び治療費の自己負担の一部を助成します。

<対象者> 次の①から⑥の全てに該当する方が対象です。

- ①法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であること
- ②夫又は妻が治療開始日より以前に1年以上継続して上板町の住民基本台帳に記録されており、申請日時点においても継続して上板町の住民基本台帳に記録されていること
- ③助成申請に係る治療等の期間の初日における対象となる治療等を受ける者の年齢が43歳未満であること
- ④流産・死産のいずれかに合計2回以上該当した既往があり、治療等を受ける者が産科婦人科医により不育症と診断されていること
- ⑤助成申請に係る治療等について、他の自治体等が実施する治療等の助成を受けていないこと
- ⑥夫婦が町税等を滞納していないこと

<助成内容>

1. 助成の対象となる治療: 令和7年4月1日以降に医療機関で受けた不育症の検査および治療

2. 対象費用: 治療等に要した自己負担額の合計金額に相当する額

※助成が高額となる場合、助成制度として「高額療養費制度」があります。

※高額療養費制度および保険者からの付加給付等がある場合は、

これを控除した金額が助成の対象となります。

3. 助成上限額: 1回の治療につき上限2万5千円

4. 助成回数: 1年度に1回まで(通算6回まで)

★詳しくは下記までお問い合わせ
いただくか、QRコードより町HP
をご覧ください。

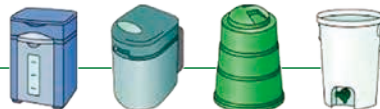


環境への備え

生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組まいませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町HPをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。



【補助金額】

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ①電気式生ごみ処理機器 (例：乾燥式・バイオ式) 購入価格の3分の2以内の額で、上限30,000円
- ②生ごみ処理容器 (例：コンポスト・EM菌等使用容器) 購入価格の全額で、上限5,000円

※上記において補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※補助金の交付対象は1世帯につき、電気式生ごみ処理機器（1基まで）又は生ごみ処理容器（2基まで）のどちらかとなります。ただし、電気式生ごみ処理機器は補助金の交付を受けたときから6年、生ごみ処理容器は2年を経過したときは、この限りではない。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

●手続き方法などお問い合わせ先● 環境保全課 ☎ 088-694-6813

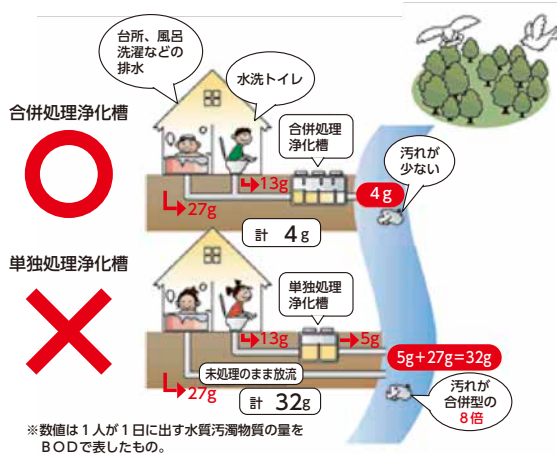
合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設 (補助限度額)	転換 (補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単 独 槽 撤 去	120,000円
汲 取 り 槽 撤 去	120,000円

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

◎受付期間：令和8年4月1日～令和8年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。詳細については、環境保全課 (☎088-694-6813) までお問い合わせください。

●お問い合わせ● 環境保全課 ☎ 088-694-6813

くらし・住宅

補助金は所得として課税の対象となることがあります



結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム (結婚新生活支援事業) 最大60万円

婚姻時年齢30歳以上の場合
最大30万円

令和8年度中(R8.4.1~R9.3.31)に結婚した世帯に対し、居住費などを補助

●対象となる費用



住宅購入費
(新築・中古)



リフォーム費
(業者が行うもの)



家賃・敷金・礼金・共益費
(駐車場代は対象外)



引越し費
(業者が行うもの)

※対象となる費用は令和8年度中に発生したのものになります

●申請できる方

- ・婚姻時夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満(世帯合算)
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思がある
- ・ライフデザイン支援講座を受講した方 など

●申請時に必要なもの

- ・婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- ・住民票(写し)
- ・所得がわかるもの(所得課税証明等)
- ・契約書、領収書(写し) など

※令和7年度に交付を受けた方で、上限額に達しなかった場合は、令和8年度に補助上限額から既に交付を受けた金額を差引いた金額を請求できます。

※申請される場合は、**必ず事前にご相談**ください。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

あなたと出会いたい人がいる

上板町では、積極的な結婚活動を応援するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録費を補助します。

■対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の半額(1/2)

■対象者

上板町に現住所がある18歳以上の独身の方

■補助金申込の流れ



●補助制度に関するお問い合わせ●

企画防災課
☎ 088-694-6824

●マッチングシステムに関するお問い合わせ●

とくしまマリッジサポートセンター
☎ 088-656-1002 (水曜日・木曜日休み)

くらし・住宅

住宅リフォーム補助事業

上限 **20万円**
(対象工事費の30%)

受付期間
令和8年
4月13日～5月15日



住宅のリフォーム工事費の30%上限20万円補助
(例 工事費67万円(税抜)×30%=20万1千円 補助額20万円)

予算の範囲内で補助
※応募多数の場合は抽選となります

●対象となる工事

- ・上板町内の業者が施工し、令和9年2月末までに完了できる工事
- ・対象工事費(税抜)が20万円以上の工事
- ・住宅のリフォーム工事(キッチン取替、床板張替え、外壁塗装等)

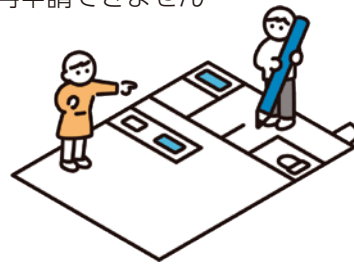
●申請できる方

- ・住宅の所有者又は居住者※過去に申請した方又は住宅は再申請できません
- ・上板町内に1年以上居住されている方

●申請からの流れ



※申請時点で契約又は工事に着手・完了している場合は対象となりません



役場では、施工業者の紹介やあっせんはできません。ご了承ください。



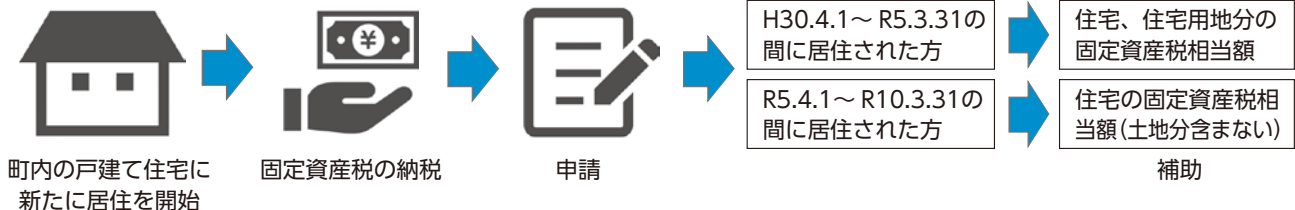
住宅取得応援助成金

固定資産税相当額
最大 **5年間**

申請期間
令和8年 令和9年
7月1日～3月13日



●制度の流れ



●補助対象者

- ・住宅(新築・中古)を取得した方
- ・定住した方
例) 親名義の住宅に子が居住を開始

●必要書類

- ①住民票(続柄記載)写し
- ②固定資産税課税明細書・納税通知書・領収書
- ③登記事項証明書又は登記完了証
- ④助成金振込口座の通帳 写し
- ⑤住宅付近見取り図
- ⑥その他町長が必要と認める書類

注) 住宅によっては相当額全額が助成されない場合があります

注) 申請は初回以降も毎年申請が必要となります

移住就業等支援金

5万円



○対象者

上板町内の事業所で常用労働者として1年以上勤務している方で、上板町に1年以上居住している方。

○その他の要件

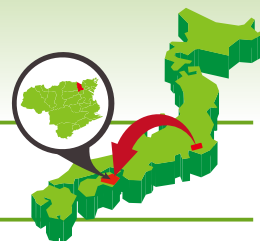
- 住民登録が令和3年10月1日以降である
- 支援金交付後も引き続き上板町に居住する意思がある

※その他詳細については、上板町移住就業等支援金交付要綱を必ずご確認ください。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

移住

上板町わくわく移住支援事業



東京圏・大阪圏から
上板町へ


東京圏:東京都・神奈川県・千葉県
埼玉県(一部対象外地域あり)
大阪圏:大阪府・京都府・兵庫県

東京圏
から

移住支援金

单身 
60万円を支給

二人以上の世帯 
100万円を支給 +

18歳未満の
子どもがいる場合 
※子ども一人につき **100**万円を支給 最大

※支援金の受給には各要件を満たす必要があります。

東京圏からの方詳しくはこちら→




大阪圏
から

移住支援金

单身 
30万円を支給

二人以上の世帯 
50万円を支給 +

18歳未満の
子どもがいる場合 
※子ども一人につき **50**万円を支給 最大

就職応援金 
30万円を支給

※支援金の受給には
各要件を満たす必要があります。

大阪圏からの方詳しくはこちら→



自主防災組織活動助成事業



上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した自主防災組織に対して助成金を交付します。

●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円+ (参加世帯数×1,000円)
11～30世帯	10,000円+ (参加世帯数×1,000円)
31～50世帯	15,000円+ (参加世帯数×1,000円)
51～60世帯	20,000円+ (参加世帯数×1,000円)
61世帯以上	25,000円+ (参加世帯数×1,000円)



※助成金交付は1年度につき1回のみ（予算の範囲内での交付）

助成金の申請をされる自主防災組織は、防災活動の実施日までに
活動助成金交付申請書を提出してください。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824



防災士資格取得補助

講座受講料、資格試験受験料、認証登録料等



地域防災力向上のため、上板町に在住で、上板町防災士会に入会し、活動する意思のある方を対象に防災士の資格取得に関する費用を補助

- 対象経費は防災士機構認証の研修機関による講座受講費、試験受験料、認証登録料です。
- ※経費の事務手数料（振込手数料・書類の郵送料等）は補助対象外



※上板町防災士会とは…主に町内で防災啓発活動を行うボランティア団体です

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

災害への備え

出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



危険ブロック 塀等対策



地震発生時にブロック塀等の倒壊など、災害を未然に防止するため、ブロック塀等の撤去・新設にかかる費用を補助

撤去のみ 上限**133,000円**
撤去+新設 上限**400,000円** (2/3補助)

- 対象となるブロック塀は避難経路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの
- 町内の業者が施工し、令和9年2月末に工事が完了できること

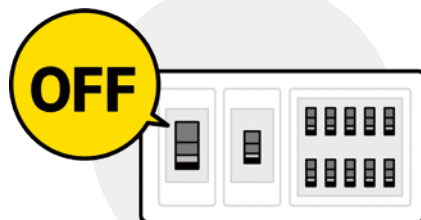


感震ブレーカー 上限**20,000円** (1/2補助)



地震発生時による住宅火災を防ぐため、感震ブレーカーの購入費・設置費用を補助

- 工事期間：令和9年2月末までに完了できる工事
- ※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。
事前の着手・契約は対象となりません



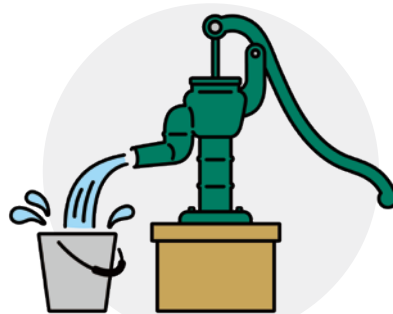
災害時協力井戸 上限**11,000円** (水質検査を希望される場合)



災害時に生活用水として使用する井戸水を無償で提供していただける災害時協力井戸の登録を募集。

※登録された井戸の水質検査を希望される場合に検査費用上限11,000円を補助

- 登録できる井戸は町内に所在し、現在も使用されており、安全に利用できるもの
- ※登録された井戸は上板町HPに掲載され、広く周知いたします。



災害への備え



住宅改修に対する補助

上限引き上げ！(令和8年度まで)
110万円→最大**210万円**！

耐震化の流れ

まずは・・・

耐震診断 無料

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震性を調査し、評点を判定を行います
※3階建て以下の木造住宅に限る



今の家に住み続けたい！

耐震化改修(本格改修) 上限**210万円** (4/5補助)

耐震性を向上させるリフォーム工事費を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの取付必須
- 改修後の評点が**1.0以上**の工事が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須



費用負担が気になる！

耐震シェルター 上限**80万円** 耐震ベッド 上限**40万円** (4/5補助)

耐震性を有するシェルター・ベッドの設置を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須

新しい家に住みたい！

住替え支援事業(除却) 上限**30万円** (2/5補助)

- 耐震診断必須 ※評点**0.7未満**の住宅が対象
- 昭和56年5月31日以前の住宅が対象
- 現在居住している住宅が対象
- 解体業者等が施工する工事

その他の支援

減災化相談員派遣 無料

各家庭を訪問し、その家庭の状況にあった「減災化」対策を提案、実施する。

※高齢者(65歳以上)世帯、要介護・支援、障がい者の方がいる世帯等が対象。

減災化対策工事 上限**2万円** (4/5補助)

※減災化相談員派遣による相談を受けた方が対象

- 家具の固定や配置の工夫、窓ガラスの飛散防止等の措置を行い屋内の安全性を向上させる。

申請期間：令和8年4月1日～12月18日

※予算に達した場合は事前に受付を終了することがあります

工事期間：令和9年2月末までに完了

※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません

交付する補助金は所得として課税の対象となる場合があります

申請される場合は事前に上板町 企画防災課へお問い合わせください

●お問い合わせ ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

空き家



除却 上限80万円(4/5補助)



災害等により倒壊する恐れのある危険な空き家の除却を行う費用の一部を補助

●対象となる空き家

- ・倒壊すれば道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたすもののうち空き家判定業務により、危険な空き家に該当したもの

●対象となる費用

- ・空き家の解体、処分にかかる経費
- ※家財道具、機械、車両等の処分に係る費用は対象外

●対象となる者

- ・空き家住宅の所有者又はその管理者
- ※建物又は土地等に共有者がいる場合や建物に所有者以外の権利者がいる場合は権利者全員の同意が必要です。

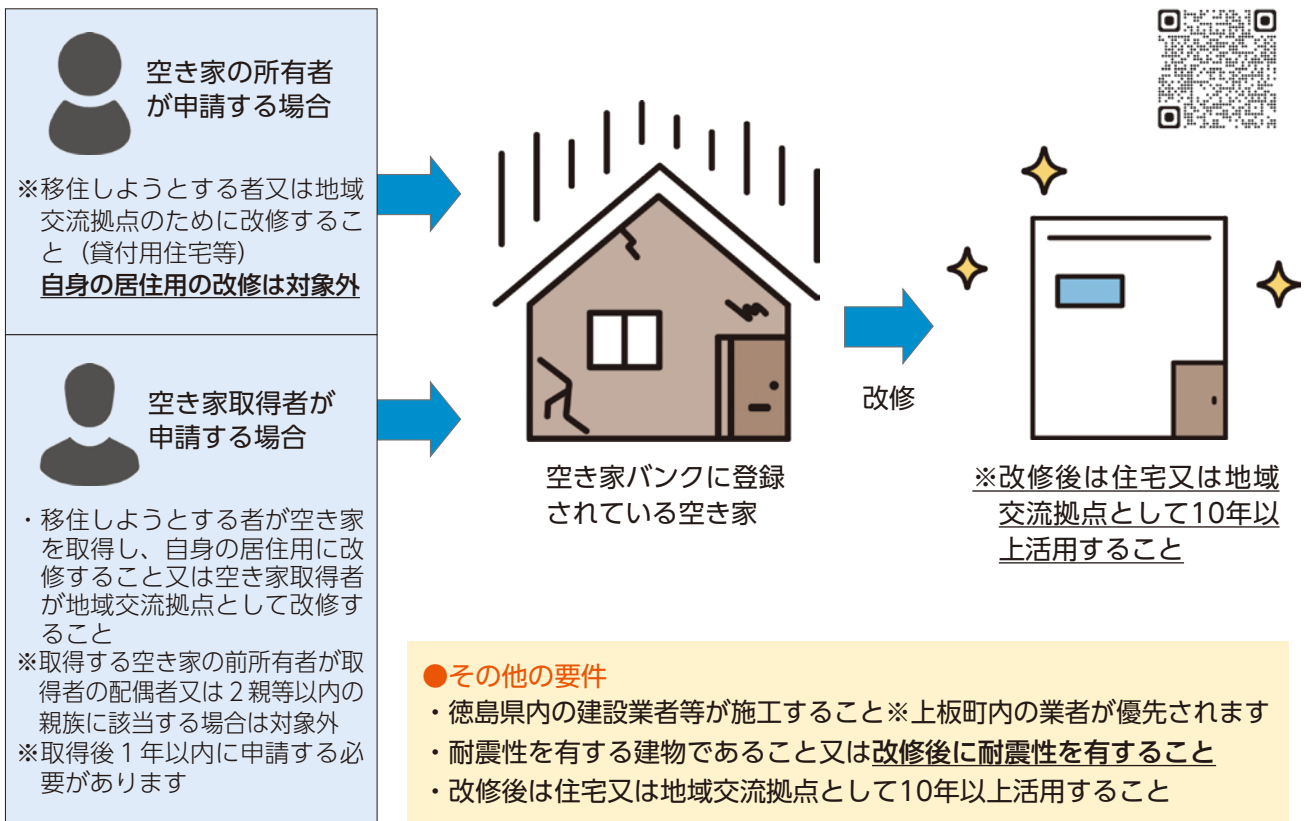


建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度から税額が増額になる場合があります



改修 (2/3補助) 上限320万円さらに耐震化改修と併用で上限530万円

上板町空き家バンクに登録した物件を移住者向け住宅又は地域交流拠点として改修する場合の工事費の一部を補助



- ・審査の結果、補助金を受けられない場合があります
- ・補助金は所得として課税の対象となることがあります
- ・補助金交付要綱の規定に反したときは、受けた補助金を返還しなければならない場合があります
- ・記載されている内容の他にも要件がありますので、申請される場合は事前に企画防災課までご連絡ください

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

新生児に「お食い初めセット」をプレゼントしています！

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用し県内の木工職人が製作した「お食い初めセット」を、誕生祝いとして、産業課職員が対象のご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフォーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。

お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いです。



※こちらの「お食い初めセット」は、森林の保全整備や木材の利用促進のために市町村に交付される森林環境譲与税を活用してつくられています。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

とくしま上板熱中小学校 第16期前期入学生募集中！

色々な人と出会い、刺激を受けながら学べる場を提供する“大人の社会塾”を「上板町技の館」で実施しています。4月18日（土）から第16期前期がスタートします。

学ぶことの楽しさや、活動を通じて世代を超えた新しい仲間ができます。今期は、阿波踊りも踊り込み予定です！初心者の方も大歓迎！皆さん、一緒に楽しみませんか？



他にも多彩な講師陣が
ラインナップ予定！

第16期前期の講師陣を
少しだけご紹介！

池田 めぐみ先生
山形県スポーツ協会スポーツ
アドバイザー / 元フェンシング
オリンピック選手 / 日本スポー
ツ協会理事

2006年ワールドカップ準優勝。アテネ、北京のオリンピックに出場し、北京では日本勢過去最高の15位。10年広州アジア大会のエペ団体では金メダルを獲得。「YAMAGATA ドリームキッズ」チーフアドバイザー、日本アンチ・ドーピング機構アスリート委員、山形大学地域教育文化学部非常勤講師、日本サッカー協会「夢先生」を務めている。

授業日：①2026年4月18日（土） ②5月16日（土）
③6月20日（土） ④8月13日（木）
⑤9月12日（土）

13：00～16：00（予定）

場 所：上板町技の館 2階（上板町泉谷字原東32-4）

授業料：6,000円（材料費別、授業回数約5日開講）

申込方法：TEL：088-637-6555

FAX：088-637-6554

Mail：waza@wazanoyakata.com

ホームページからも入学申込可能です。授業日程などの詳細は、「とくしま上板熱中小学校」で検索！

※ご不明点があれば、いつでもご連絡ください。



定期予防接種について

1 带状疱疹予防接種（定期接種）

(1) 接種対象者 ●今年度対象となる方へは4月に個別通知を送付いたします。
上板町に住民票がある方で、下記①②③のいずれかに該当する方。

- ① 65歳の者
令和8年度は昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生の方。
- ② 60歳から64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。
- ③ 65歳を超える方は5年間の経過措置として70歳から5歳年齢ごとの方。

年齢	生年月日
70歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
75歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
80歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
85歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
90歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
95歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
100歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生

町からの費用助成の対象となるのは、一生に1度です。この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。

(2) 自己負担額 * 2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数異なります。
必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。
・生ワクチン 4,000円
・不活化ワクチン 10,000円×2回
(いずれも接種費用から公費負担を除いた金額です。)

※生活保護世帯の方は町が発行する「带状疱疹予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(3) 接種可能期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
不活化ワクチンの接種を希望される方は1回目の接種を令和8年12月末までに接種してください。

(4) その他

接種を希望される方は、通知を受け取ったら早めにかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 ※要予約

2 高齢者肺炎球菌予防接種

(1) 対象者

上板町に住み票があり接種を希望される方で、下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

① 65歳の者

●予診票は、65歳の誕生月の翌月に個別通知を送付いたします。

費用助成の対象となるのは、65歳の間に1人1回のみです。この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(2) 接種可能期間 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

(3) 自己負担額 4,000円（接種費用から公費負担を除いた金額です。）

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(4) その他 肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。接種を希望される方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **※要予約**

3 麻疹風疹混合予防接種

春先から初夏にかけて風疹が流行しやすい時期です。
予防接種により風疹を予防しましょう！



麻疹は麻疹ウイルスの空気感染、飛沫感染、接触感染によって起こります。感染力が強く、高熱、せき、鼻汁、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風疹は風疹ウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、血小板減少性紫斑病や脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために2回の予防接種が必要ですので、通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第1期：1歳児

第2期：小学校入学前1年間の幼児



4月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当	月日	時間	場所	内容	担当
4/7	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士	5/12	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

II. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/8	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和7年5月・6月・11月・12月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/15	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和7年12月13日~令和8年2月15日生

●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎088-694-3344

令和8年 4月分
(4/1~5/10まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■
平日18:00~22:00
休日 9:00~22:00

市外局番は
(088)です。

4月	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	11(土)	12(日)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)	19(日)	20(月)	21(火)	4月	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	5月	1(金)	2(土)	3(日)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)	10(日)
	ともなり消化器・肝臓内科クリニック 694-5515	井関クリニック 637-6066	川原眼科 694-8388	ファミリークリニックしんの 672-5148	中川整形外科 641-2288	浦田病院 699-2921	芳川病院 699-5355	たかた整形外科・せぼねクリニック 698-8689	谷口耳鼻咽喉科クリニック 699-2787	かまだ眼科 678-8585	野田医院 694-2009	つかさクリニック 697-2323	つつみ内科・脳神経内科・リウマチ科 677-7227	春藤内科胃腸科 699-3777	有住内科クリニック 698-8655	田根内科 698-0123	吉野川病院 698-6111	みやざき内科診療所 672-6618	浜病院 692-2317	新居内科 698-8808	越智内科胃腸科 698-3111		いのもと眼科内科 698-8887	北島こどもクリニック 697-2221	つかさクリニック 697-2323	ともなり消化器・肝臓内科クリニック 694-5515	清水内科 692-8900	いわさき耳鼻咽喉科 697-3213	井関クリニック 637-6066	あいずみ皮ふ科 692-9211	健生きたじまクリニック 698-9629		こまつばら整形外科 698-5108	川原眼科 694-8388	きたじま田岡病院 698-1234	きたじま田岡病院 698-1234	きたじま田岡病院 698-1234	こまつばら整形外科 698-5108	ルナウイメンズクリニック 697-2322	くぼ小児科クリニック 678-7141	浦田病院 699-2921	山田眼科藍住 692-8118

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
 稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
 とくしま医療センター東病院 672-1171 対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

太陽光発電システムの点検商法に注意！

事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。

太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。

「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置業者に相談しましょう。

太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数の業社から見積もりを取り検討しましょう。

そのほか不安に思うことがあれば、一人で悩まず、下記までご相談ください。

●お問い合わせ

上板町消費生活相談窓口

☎088-694-6816 相談無料

受付 平日9:00~17:00

(土・日・祝・年末年始を除く)

上板町役場東隣 改善センター事務所内

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

開設日	4月15日(水)
開設時間	午後1時30分~午後3時30分
開設場所	上板町老人福祉センター

児童手当(4月期)の 支給について

児童手当4月期(令和8年2月、令和8年3月分)の支給日は、令和8年4月10日です。

※振込通知書の送付はありません。支給日以降に、通帳の記帳によりご確認ください。

※住所・氏名その他受給状況に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

●お問い合わせ

子育て支援課

☎088-694-6811



人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和8年4月は次のとおり予定しています。

●開催場所

上板町中央公民館(役場2階) 第1会議室

●開催日時

令和8年4月16日(木)

午後1時30分~午後4時00分

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付けております。

●人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎088-664-3701

徳島市東沖洲2-14沖洲マリナーミナルビル内

あいぽーと徳島

●徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課

徳島市徳島町2丁目17番地 徳島法務総合庁舎3階

相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

●電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル ☎0570-003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル ☎0120-007-110

●お問い合わせ

住民人権課 ☎088-694-6809

お知らせ

ストーマ用装具をお使いの方へ

令和8年4月1日から、日常生活用具のストーマ用装具の基準額を以下のとおり増額いたします。

【変更内容】

品目	変更前	変更後（令和8年4月分～）
ストーマ用装具 （蓄便袋）	8,600円（月額）	13,000円（月額）
ストーマ用装具 （蓄尿袋）	11,300円（月額）	15,000円（月額）

対象となる方：直腸・ぼうこう機能障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方
令和8年4月分からは増額した基準額で給付決定いたします。

※すでに決定通知書が届いている方で変更を希望される場合は購入希望業者へご相談ください。

※新たに給付を希望される方は、身体障害者手帳の交付後に申請できます。

●お問い合わせ 福祉介護課 ☎088-694-6810

国民年金保険料学生納付特例制度

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

■対象者

学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の学生（※1）

（※1）学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象です。

■添付書類

基礎年金番号通知書または年金手帳（氏名記載ページ）のコピー

学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）のコピー

または在学期間がわかる在学証明書（原本）

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ

徳島北年金事務所 ☎088-655-0200

住民人権課 ☎088-694-6809

救急車の適正利用を！！



救急車の数には限りがあるため、救急要請を受けたとき、救急車がすでに別の現場へ出場している場合は、1分1秒を争う現場への到着が遅れる恐れがあります。救急車を必要とする人が必要な時に安心して利用できるよう、適時・適切な利用にご協力ください。

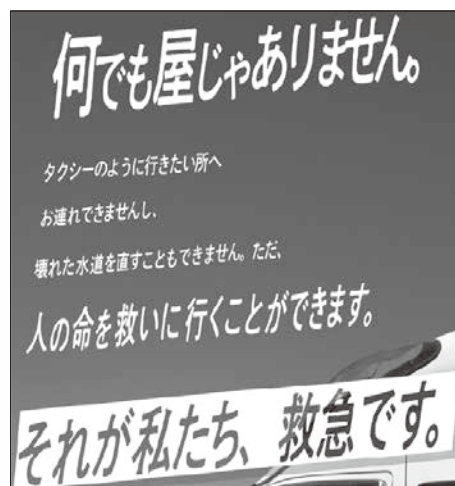
●お問い合わせ●

板野西部消防署
☎088-672-0198
ホームページ：
<https://www.itanoseibu-119.org>



種別	火災	救急
令和8年2月 出動件数（件）	0 (1)	107 (226)
前年同月 出動件数（件）	2 (3)	111 (451)

※上段=月計、()=累計



障害児福祉手当・特別障害者手当について

【障害児福祉手当】

- ・20歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とする程度の障害を有する方は、障害児福祉手当が受けられます。ただし、受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限や診断書等支給要件があります。

《申請に必要なもの》

- ・申請書類一式(役場福祉介護課に備えております。)
 - ・認定診断書(障がいの部位によって様式が異なります。役場福祉介護課に備えております。)
 - ・障がい児本人名義の通帳(保護者名義不可)
 - ・世帯全員分のマイナンバーカード
 - ・戸籍謄本
- ※申請を希望される場合は、診断書作成前に障がいの種類や程度について主治医と十分にご相談ください。

●お問い合わせ先

福祉介護課 ☎088-694-6810

【特別障害者手当】

- ・20歳以上で在宅の最重度障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。また、受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限や診断書等支給要件があります。障害者手帳を持たれていない要介護4・5の方などでも対象になることがあります。

《申請に必要なもの》

- ・申請書類一式(役場福祉介護課に備えております。)
- ・認定診断書(障がいの部位によって様式が異なります。役場福祉介護課に備えております。)
- ・年金証書、年金額がわかる通知書等(老齢年金・障害基礎年金等、年金を受給している方)
- ・障がい者本人名義の通帳
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本(家族全員分)
- ・マイナンバーカード

※申請を希望される場合は、診断書作成前に障がいの種類や程度について主治医と十分にご相談ください。

上板町大山財産区議会議員一般選挙 上板町神宅財産区議会議員一般選挙 について

○上板町大山財産区議会議員一般選挙

選挙区 大山地区(大字が神宅・西分・椎本の区域)
(被)選挙権 上板町議会議員の(被)選挙権を有している方で大山地区に住所を有している方

○上板町神宅財産区議会議員一般選挙

選挙区 神宅地区(大字が神宅の区域)
(被)選挙権 上板町議会議員の(被)選挙権を有している方で神宅地区に住所を有している方

○両選挙共通

選挙日 令和8年4月12日(日)
告示日 令和8年4月7日(火)
立候補届出日 令和8年4月7日(火)
午前8時30分～午後5時00分
(中央公民館大会議室)

※立候補予定者の方は、届出日までに書類の準備をお願いします。

任期満了日 令和8年4月14日(火)

機構改革のお知らせ

令和8年4月1日より行政サービスを迅速かつ的確に行うため、類似事務の集約、また専門性の深化を目的に組織再編を行いましたので、その内容をお知らせします。

新しい所属名	主な事務概要
福祉介護課 (旧健康推進課・旧民生児童課の一部) ☎088-694-6810	・介護保険に関すること
	・生活保護に関すること
	・民生委員、児童委員に関すること
	・障がい者(児)に関すること
	・重度心身障がい者医療、母子医療に関すること
	・保健衛生に関すること
	・感染症予防及び予防注射に関すること
	・老人福祉に関すること
・老人福祉センター、デイサービスセンター及びわかばパークドームの管理運営に関すること	
・社会福祉協議会に関すること	

新しい所属名	主な事務概要
子育て支援課 (旧民生児童課の一部) ☎088-694-6811	・子育て支援に関すること
	・児童福祉保健に関すること
	・母子福祉保健に関すること
	・乳児医療に関すること
	・保育所に関すること
	・放課後児童健全育成事業に関すること
・認定こども園に関すること	
・子ども家庭センターに関すること	

※以下の業務は担当課が変更となります

税務課 (旧健康推進課の一部) ☎088-694-6807	・国民健康保険の資格得失に関すること
	・国民健康保険の給付に関すること
	・国民健康保険事業に関すること
	・日雇健康保険に関する事項
	・後期高齢者医療保険に関すること

お知らせ

令和8年度 町税及び保険料の納付期限についてお知らせします

令和8年度の納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

時期 種別	軽自動車税 (種別割)	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
5月						
6月	6月1日(1期)	6月30日(1期)				6月30日(1期)
7月			7月31日(1期)	7月31日(1期)		7月31日(2期)
8月		8月31日(2期)		8月31日(2期)	8月31日(1期)	8月31日(3期)
9月			9月30日(2期)	9月30日(3期)	9月30日(2期)	
10月						
11月		11月2日(3期)		11月2日(4期) 11月30日(5期)	11月2日(3期) 11月30日(4期)	11月2日(4期)
12月			12月25日(3期)	12月25日(6期)	12月25日(5期)	12月25日(5期)
令和9年1月						
令和9年2月		2月1日(4期)		2月1日(7期)	2月1日(6期)	
令和9年3月			3月1日(4期)	3月1日(8期)	3月1日(7期) 3月31日(8期)	3月1日(6期)
お問い合わせ	税務課 ☎088-694-6807					福祉介護課 ☎088-694-6810

令和8年度国民健康保険税について

令和8年度の国民健康保険税は、次の表のとおりとなります。

国保加入者の皆さまには、健全な国保運営維持のためご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年度の国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金	子ども子育て支援金(新設)
所得割率	課税対象額※	9.5%	2.8%	2.0%	0.28%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	8,000円	7,000円	1,200円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	7,000円	6,000円	700円
18歳以上均等割	18歳以上一人あたり				50円

※課税対象額 加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から43万円を控除した額

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業の皆様から医療保険の保険料と合わせて、「子ども・子育て支援金」を拠出いただき、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する制度です。

「子ども・子育て支援金」分は、令和8年度から国民健康保険税と合わせて納付いただくこととなります。

皆様からいただいた支援金は、児童手当の拡充や育児期間中の国民年金保険料免除など、子育て世帯に対する給付の財源となります。

なお、支援金の使い途は、法律(子ども・子育て支援法)により定められており、子育て支援以外の目的で使用されることはありません。

税制改正に伴い、課税限度額及び保険税軽減範囲が変わります。

課税限度額	令和7年度	令和8年度
医療給付費	66万円	67万円
後期高齢者支援金	26万円	26万円
介護納付金	17万円	17万円
子ども子育て支援金		3万円
合計	109万円	113万円

■所得がない場合でも、均等割と平等割は課税されます。ただし、所得が一定の基準以下の世帯については、均等割と平等割が軽減されます。(申請は不要ですが所得申告が必要です。)

(令和8年度軽減所得判定)

7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

5割軽減=43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

2割軽減=43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

●お問い合わせ● 税務課 ☎088-694-6807

第69回日本形成外科学会総会・学術集会 市民公開講座
乳癌と乳房再建を学ぼう@徳島

2026年4月24日(金)
15:45 - 17:00
(開場15:30)

あわぎんホール1F大ホール
(徳島市藍場町2丁目14)



オープニングミニコンサート
瀬部妙子ユニット

星に願いを、ザ・サニサイド・オブ・
ザ・ストリート、ムーンリバー、その他

乳癌および乳房再建について心地よい音楽の後に、やさしく説明します。検診に行かれる方、治療を控えている方、以前に乳がん手術をしたけど悩みがある方、一緒に学んでみませんか？

右のQRコードからお気軽にお申し込みください。

主催／日本形成外科学会

ブレストインプラントガイドライン管理委員会
再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会
形成外科キャンペーンWG

共催／徳島大学 形成外科

参加費：無料

事前申込制

講演

司会

森 弘樹 (東京科学大学 形成・再建外科学分野)

1. 乳がん治療における最近の流れ
井上 寛章 (徳島大学医学部 内分泌・腫瘍外科)
2. 乳房再建 人工物 (インプラント)による再建について
山下 雄太郎 (徳島大学医学部 形成外科)
3. 高知赤十字病院における乳房再建 ―自家組織編―
柏木 圭介 (高知赤十字病院 形成外科)



お申し込みはこちらから



「第24回 アビリンピック徳島大会2026」 の参加選手募集

【目的】障害のある方々が、日頃職場等で培った技能をお互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

【開催日時】令和8年6月27日（土）
受付：9：00～、競技開始：9：30～

【競技種目】① ワード・プロセッサ
② 表計算
③ パソコンデータ入力（知的障害者対象）
④ オフィスアシスタント
⑤ 喫茶サービス（A）（B）
⑥ ビルクリーニング（A）（B）

【場所】・ポリテクセンター徳島（徳島市昭和町8-27-20）（上記競技①～⑤）
・徳島ビルメンテナンス会館（徳島市昭和町2-56）（上記競技⑥）

【参加資格】・徳島県内に居住し、身体障害、知的障害、精神障害者の手帳もしくは診断書を有する方
・競技時間に十分耐えうる健康状態にある令和8年4月1日現在満15歳以上の方

【申込期限】令和8年5月15日（金）消印有効

【参加費】無料（交通費・昼食費は自己負担とする）

【応募方法】・参加申込書により郵送やメール又は持参にてお申込みください。

★参加選手募集中。
★詳細は二次元コードまたはHPをご覧ください。

●お問い合わせ●

〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部 高齢・障害者業務課
☎ 088-611-2388 / FAX：088-611-2390 / Mail：tokushima-kosyo@jeed.go.jp



上板の古道観音道ウォーク開催のお知らせ

4月12日（日）雨天中止

【集合場所】上板町立歴史民俗資料館
受付 8時30分～
スタート 午前9時

【参加料】300円（保険代）当日集金
ただし、中学生までは無料

【コース】山道10km程度
約6時間（予定）

（出発）資料館—和泉寺—33・32番—若宮橋—善光寺—30番～20番—子育て地藏—19番～1番（観音）—大山寺（昼食）—遍路道—大山町（徳島自動車道側道）—前谷橋—泉谷—資料館（解散）

【参加対象者】上記コースを歩くことができる健康な方
※山歩きは中級程度

【注意事項】

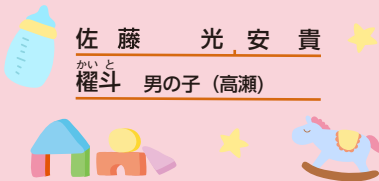
- ①服装は山歩きに適したものを着用ください。
※赤・オレンジ・黄色などの派手な色を推奨
- ②コースから外れないようにしてください。
- ③歩行中の喫煙は厳禁です。火気に十分注意してください。
- ④環境美化に留意し、ゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ⑤健康管理に十分注意し、体調が優れない場合は参加をやめてください。
※傷害保険には加入していますが、傷害保険の範囲内及び応急処置以外の責任は負えません。あらかじめご承知おきください。
- ⑥昼食・行動食・飲料などは各自ご持参ください。
- ⑦車でお越しの方は「技の館」駐車場をご利用ください。
- ⑧小学生以下のお子様は必ず保護者の方同伴で、道中も必ず一緒に行動してください。

参加ご希望の方は下記までご連絡ください。

※観音道保存会では随時会員を募集しています。詳しくは下記までご連絡ください。

●お申し込み先● 上板町立歴史民俗資料館 ☎ 088-694-5688

お誕生おめでとう (令和8年2月)



佐藤 光 安貴
かいと
權斗 男の子 (高瀬)

●お問い合わせ●
住民人権課 ☎088-694-6809

春のガーデニングをしてみませんか？



春カラーを意識したり、鉢にもこだわったりして、おしゃれなガーデニングをしてみませんか。うららかな日差しの下で咲く花々は心を和ませてくれます。
贈り物にも最適です。

日時 令和8年4月22日
水曜日 13:30~
場所 馬道会館
☎088-694-4868
上板町西分字原測18番地2
申し込み締め切り
4月20日 月曜日
午後5時まで
材料代 2,500円

「とくしま発達障がい啓発イベント2026」を開催します！

【日時】

令和8年4月4日(土) 10:00~16:00
令和8年4月5日(日) 10:00~15:00

【場所】

文化の森 21世紀館 (徳島市八万町向寺山)

【内容】

- 令和8年4月4日(土)
パネル展・作品展、啓発映画(ノルマル17歳。)上映、個別相談会
- 令和8年4月5日(日)
パネル展・作品展

※詳しくは、ホームページ【徳島県発達障がい者総合支援センター】で検索または二次元コードにアクセス！
※4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日~8日は「発達障害啓発週間」として、社会全体で自閉症等の発達障がいの啓発に取り組む活動を行っています。



「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まで、あらゆる年齢層の方の家庭生活や学校生活、就労等に関する相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所において移動相談も行っています。詳細は電話にてお問い合わせください。

●お問い合わせ●
徳島県発達障がい者総合支援センター
ハナミズキ：小松島市中田町新開2-2 / ☎0885-34-9001
アイリス：美馬市美馬町字大宮西100-4 / ☎0883-63-5211

地域子育て支援センターに遊びに来ませんか？



地域子育て支援センターってどんなところ？

地域子育て支援センターでは、子育て中の皆さんの仲間づくりや、育児の相談などを行っています。近くにお子さまの遊び相手や遊び場がない方、おしゃべり相手がほしい方、子育てに不安を感じている方、遊びに来てみませんか？お気軽にご利用ください。

子育てひろば

情報交換や身体測定、絵本の読み語り等を行っています。
*毎週月曜日 10時~11時30分(祝日は除く)
*対象年齢 生後4か月頃~満1歳くらい

さくらっこひろば

楽しい遊びや手遊びなど、親子でふれ合える活動がいっぱいです。毎月イベントもあります。
*毎週木曜日と第2・第4火曜日
9時30分~11時30分(祝日は除く)
*対象年齢 満1歳以上~幼稚園入園まで

支援センター室・園庭開放

支援センター室・運動ひろばを開放しています。
*利用日時 月曜日~金曜日(祝日は除く)
8時30分~17時

育児相談

子育てで困っていることや悩んでいることがありましたら、お気軽にお話しください。
*月曜日~金曜日(祝日は除く) 8時30分~17時

4月の行事予定

子育てひろば

13日・20日・27日
*27日は、身体測定・栄養士による栄養相談・育児相談・誕生会です。

さくらっこひろば

9日(木) 開所式 16日(木) 製作
23日(木) 戸外あそび 30日(木) 誕生会
14日・28日(火) 自由あそび



季節の行事や さまざまな活動



●お問い合わせ● 上板町地域子育て支援センター(さくら保育所内)
〒771-1330 上板町西分字日吉前20-1 ☎088-694-8180